

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(休暇)</p> <p>第7条 職員の休暇は、次条及び第10条から第18条までに規定する休暇とする。</p> <p>2 前項に規定する休暇のうち、第14条の2 (<u>1年度</u>について10日を超えない範囲内(短時間勤務職員にあつては、規則で定める日数を超えない範囲内)において承認を受けた期間を除く。)及び第18条に規定する休暇は、無給休暇とし、その他に規定する休暇(第14条の3に規定する休暇を除く。)は、有給休暇とする。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第8条 職員には<u>1年度</u>を通じて21日以内の年次休暇を与える。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(看護休暇)</p> <p>第14条の2 職員の配偶者又は1親等の血族若しくは姻族が病気又は負傷等のため、職員が看護等に従事しなければならないときは、その請求により<u>1年度</u>に25日以内の看護休暇を与えることができる。</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第18条 組合休暇は、職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 組合休暇は、日又は時間を単位として与えるものとする。ただし、<u>1年度</u>につき30日を超えて与えることはできない。</p>	<p>(休暇)</p> <p>第7条 職員の休暇は、次条及び第10条から第18条までに規定する休暇とする。</p> <p>2 前項に規定する休暇のうち、第14条の2 (<u>1暦年</u>について10日を超えない範囲内(短時間勤務職員にあつては、規則で定める日数を超えない範囲内)において承認を受けた期間を除く。)及び第18条に規定する休暇は、無給休暇とし、その他に規定する休暇(第14条の3に規定する休暇を除く。)は、有給休暇とする。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第8条 職員には<u>1年</u>を通じて21日以内の年次休暇を与える。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(看護休暇)</p> <p>第14条の2 職員の配偶者又は1親等の血族若しくは姻族が病気又は負傷等のため、職員が看護等に従事しなければならないときは、その請求により<u>1暦年</u>に25日以内の看護休暇を与えることができる。</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第18条 組合休暇は、職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 組合休暇は、日又は時間を単位として与えるものとする。ただし、<u>1暦年</u>につき30日を超えて与えることはできない。</p>